

- ◆お申込み頂く前に、このご旅行条件書を必ずお読みください。
- ◆このご旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、郵船トラベル株式会社(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、お客様は、当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供(以下「旅行サービス」といいます。)を受けられるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は、旅行の手配に当たり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行契約の条件は、本旅行条件書及び当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

2. 旅行のお申し込み

- (1)当社は、お客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は、所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けします。尚、乗車券及び宿泊券を旅行代金(旅行費用並びに当社の旅行業務取扱料金をいいます。以下、同じ。)と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申し込みをする場合、当社は、契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有していると見做します。
- (3)当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みください。尚、申込金は、旅行代金・取消料の一部として取り扱います。

3. 通信契約による旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員から、カード会員の署名なくして旅行代金の全て又は一部や取消料等の支払いを受けることを条件に、電話・電子メール・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等で通信契約をお受けできない場合もあります。
- (2)通信契約のお申込みに際し、カード会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて、「カード会社名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社に通知して頂きます。
- (3)通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話及び郵便で通知する場合はその通知を発したとき、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知がカード会員に到着したときに成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、カード会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日になります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されたにも関わらず、提携会社より決済できない場合は、当社はお申込みをお断りします。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金をお支払い頂いた場合は、この限りではありません。

4. お申し込み・ご参加の条件

- (1)お申し込み時点で20才未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)旅行開始時点で15才未満の方は保護者の同行が必要です。尚、保護者が同行できない場合は、当該保護者が指定した16才以上のお客様の同行が必要です。(当該同行者が未成年者の場合は、本項(1)が同様に適用となります。)
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。当社は可能な範囲でこれに応じます。尚、お客様のお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

5. 旅行契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、所定の申込金又は旅行代金を受領したときに成立します。
- (2)上記(1)にかかわらず、次の場合は申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
 - ①申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(契約は書面をお渡した時点で成立します。但し、郵送の場合は発送した時点、ファクシミリおよび電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。)
 - ②旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡する場合。(当社が契約の締結を承諾した時点で契約が成立します。)
- (3)団体・グループ旅行の場合は、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡した時に契約が成立します。

6. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じない場合があります。

- ① 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様が有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- ② お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ③ お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑤ その他当社の業務上の都合があるとき。

7. 契約書面

(1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2) 契約書面をお渡しした場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1) 旅行代金は、契約書面に記載した日までにお支払いください。

(2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合、旅行終了後速やかに精算します。

(4) 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金や取消料、違約料等をお支払い頂くことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、旅行契約成立日とします。

9. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金が増えることがあり、次の料金を申し受けます。また、当該手配旅行契約の内容の変更による生じる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属します。

- ① 既に完了した手配を変更又は取り消す際に生じる運送・宿泊機関等に支払うべき取消料・違約料その他手配の変更に関する費用
- ② 当社所定の変更手数料

10. 旅行契約の解除

(1) お客様は次の料金をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

- ① お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、或いは未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払う費用
- ② 当社所定の取消手数料
- ③ 当社が得るはずであった旅行業務取扱料金

(2) お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合はお客様に次の料金をお支払い頂きます。

- ① お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用
- ② 当社所定の取り消し手数料
- ③ 当社が得るはずであった旅行業務取扱料金

(3) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった場合は、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関などに対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

11. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数のお客様（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- ① 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものと見做して、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- ② 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- ③ 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出して頂きます。契約責任者は、第17項による第三者提供が行なわれることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
- ④ 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者と見做します。
- ⑤ 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は、構成員に帰属するものとします。
- ⑥ 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

12. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意、または重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、または当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、お客様は損害を賠償して頂きます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供機関にその旨を申し出なければなりません。

14. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、お客様から提供された個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申し込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内とその手続き②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。
- (2) 当社は、お申し込み頂いた旅行の手配の為に、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号等の個人情報を、予め郵便、電子的方法等で送付することによって提供致します。
- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させて頂きます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、当社業務を円滑に行うことを目的に、手配代行業務、旅行添乗業務、日本国内の空港での搭乗手続きのお手伝い等を当社が契約した企業(以下「業務受託事業者」といいます。)に業務を委託することがあります。この場合、その業務受託事業者に対して当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号等、業務上必要となる最小限の範囲のものを、あらかじめ電子的方法等で預託することがあります。当社は、業務受託事業者に対して、お客様の個人情報保護のための安全管理措置を講じるなどの管理を行っております。

15. その他

- (1) 手配旅行契約約款について
この旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。